

## 甘楽町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

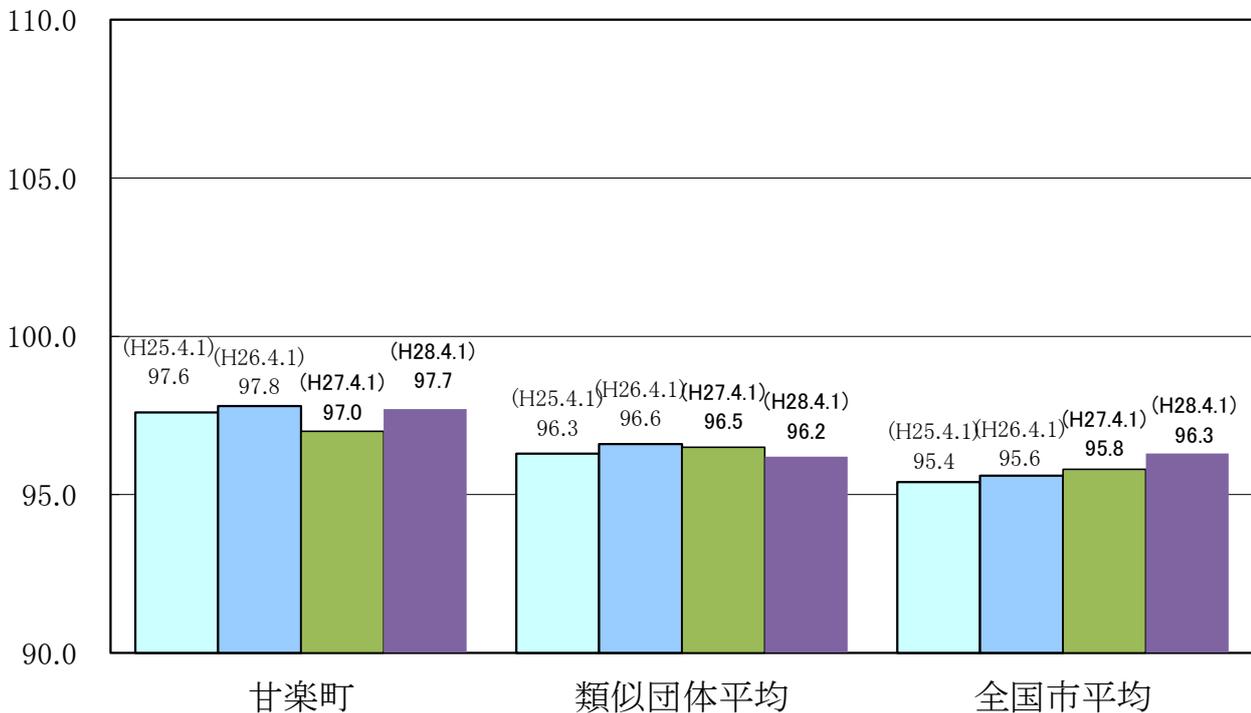
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 13,538	千円 8,038,494	千円 204,184	千円 934,019	% 11.6	% 15.6

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 97	千円 370,353	千円 61,573	千円 141,382	千円 573,308	千円 5,910	千円 5,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

#### (4) 給与改定の状況 人事委員会なしのため記載不要

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

実施時期：平成28年4月1日  
 平均引下げ率：△1.6%  
 経過措置：平成30年3月31日（2年）

(6) 特記事項 ※特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
甘楽町	42.2 歳	316,000 円	377,399 円	347,811 円
群馬県	43.6 歳	341,100 円	410,910 円	373,501 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.4 歳	304,130 円	348,704 円	326,685 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
甘楽町	38.9 歳	3 人	237,500 円	266,300 円	256,800 円	—	—	—	—
うち給食調理員	38.9 歳	3 人	237,500 円	266,300 円	256,800 円	調理士	44.6 歳	245,000 円	1.09
群馬県	51.5 歳	94 人	342,100 円	373,434 円	364,053 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	6 人	289,076 円	305,697 円	296,962 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
甘楽町	—	—	—
うち給食調理員	4,211,100 円	3,350,900 円	1.26

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
甘楽町	46.4 歳	337,200 円	382,614 円
群馬県	44.3 歳	376,100 円	419,604 円
類似団体	39.7 歳	285,473 円	305,576 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		甘楽町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	181,800 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	147,900 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	144,600 円	143,500 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	176,700 円	202,900 円	- 円
	高校卒	144,600 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

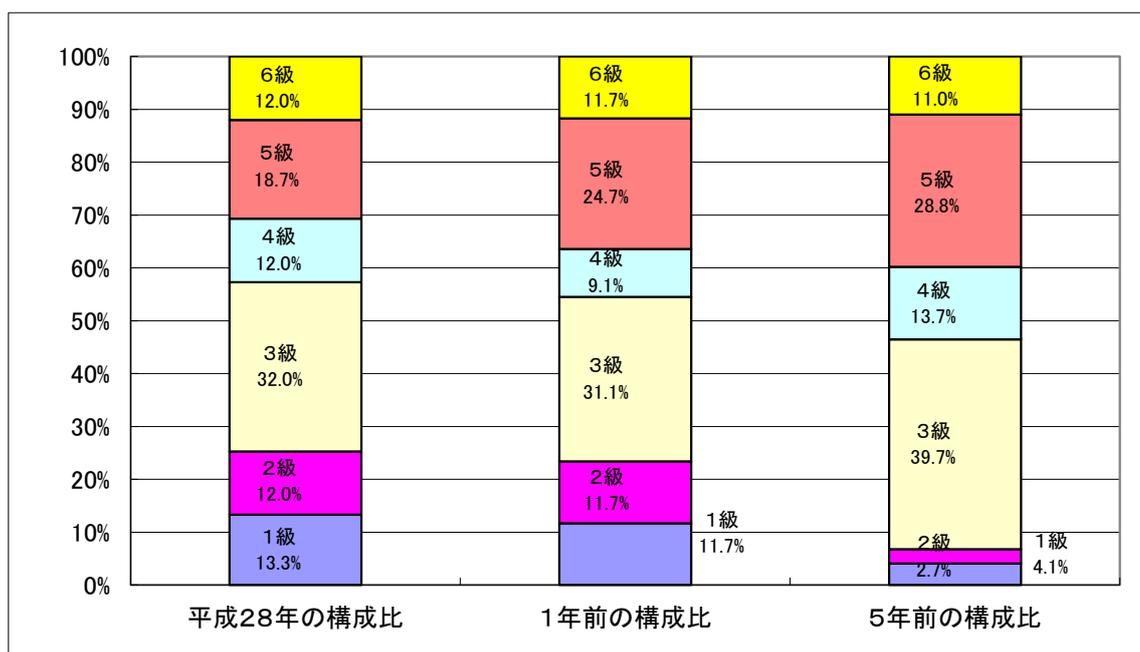
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,900 円	377,300 円	388,800 円	382,900 円
	高校卒	- 円	- 円	365,600 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補の業務 主事の業務	10人	13.3%	140,100円	246,100円
2級	困難な職務を行う主事の業務	9人	12.0%	190,200円	303,000円
3級	主任の業務	24人	32.0%	226,400円	348,800円
4級	主査の業務 係長の業務	9人	12.0%	259,900円	379,800円
5級	補佐の業務	14人	18.7%	286,200円	391,800円
6級	課長の業務	9人	12.0%	317,000円	409,000円

- (注) 1 甘楽町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにける運用	甘楽町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

甘楽町		群馬県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,472 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,761 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理監督者加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理監督者加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	甘楽町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

##### (2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

甘楽町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 22,311 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

##### (平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		71 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		71,046 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市	3 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業手当	感染症予防法等に定める防疫作業等に従事した職員	同左	0 千円	日額1,000円
行路病人、死亡人処置手当	行路病人又は死亡人の処置に従事した職員	同左	0 千円	1件1日行路病人1,000円 死亡人2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	15,335 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	239 千円
支給実績(26年度決算)	15,288 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	238 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) ・配偶者13,000円 ・配偶者以外 (子、父母、祖父母等) 各6,500円 ・教育加算(16歳年度 初め～22歳年度末) 5,000円	同		11,214 千円	105,024 円
住居手当	住宅を借受け月額12,000 円以上の家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円を超え 55,000円未満 (家賃-23,000円)× 1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同		2,313 千円	18,480 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員 ①交通機関等の利用者6 箇月定期券等の価額により 一括支給。ただし、55,000 円が支給限度額 ②自動車等の交通用具使用 者 通勤距離に応じ月額2,000 円～24,500円を毎月支給	同		2,707 千円	30,300 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に支給 (定額支給) ・課長 62,300円 ・補佐 49,600円 ・係長 37,400円 ・主査 29,900円	同		25,817 千円	240,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務 した職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数	同		109 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 に支給 (支給額) 4,200円/1回	同		2,570 千円	21,996 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	722,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 846,000 円/ 534,800 円	
	副市町村長	584,000 円	680,000 円/ 509,200 円	
報 酬	議 長	290,000 円	354,000 円/ 243,000 円	
	副 議 長	225,000 円	306,000 円/ 192,000 円	
	議 員	210,000 円	288,000 円/ 175,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(27年度支給割合) 4.20 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 4.20 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 在職年方式	(1期の手当額) 15,017,600 円	(支給時期) 任期終了時
	副市町村長	在職年方式	7,008,000 円	任期終了時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

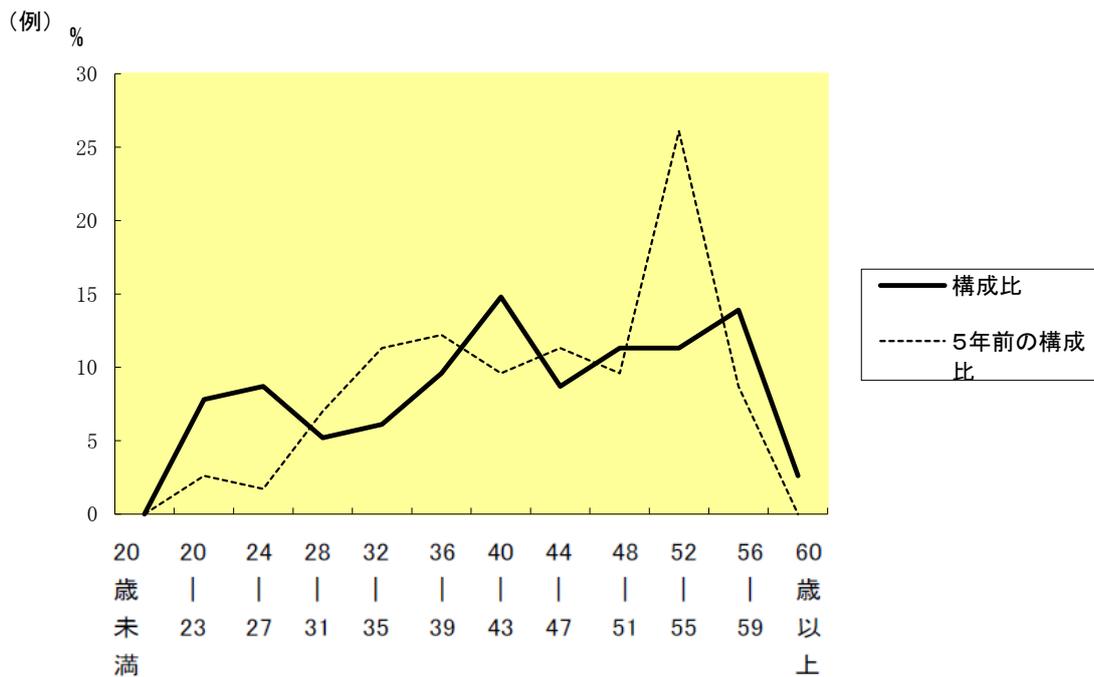
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	機構改革に伴う減員 収納業務増
		総務	28	26	△ 2	
		税務	7	9	2	
		労働			0	
		農林水産	7	7	0	イベント等観光業務の増加
		商工	4	5	1	
		土木	6	6	0	
民政		10	10	0		
衛生	8	8	0			
計	72	73	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 80.51 人)		
教育部門	25	23	△ 2	中学校建設事業業務減		
消防部門						
小 計	97	96	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 98.63 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	7	7	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	9	9	0		
小 計	19	19	0			
合 計		116 [ 139 ]	115 [ 139 ]	△ 1 [ ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.95 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	10人	6人	7人	11人	17人	10人	13人	13人	16人	3人	115人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	68	67	70	70	72	73	5 (7.4%)
教育	27	28	24	25	25	23	△4 (-14.8%)
消防	-	-	-	-	-	-	- (%)
普通会計計	95	95	94	95	97	96	1 (1.1%)
公営企業等会計計	20	21	21	21	19	19	△1 (-5.0%)
総合計	115	116	115	116	116	115	0 (0.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 217,730	千円 32,374	千円 39,520	% 18.2%	% 21.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 7	千円 29,262	千円 2,848	千円 7,410	千円 39,520	千円 5,646	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

#### イ 特記事項

※ 特になし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
甘楽町	43.0 歳	347,276 円	517,900 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

甘楽町		甘楽町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(27年度)		1人当たり平均支給額(27年度)	
1,058 千円		1,472 千円	
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
( 1.45 )月分	( 0.75 )月分	( 1.45 )月分	( 0.75 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%		役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

甘楽町			甘楽町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 22,311 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	650 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	163 千円
支給実績(26年度決算)	865 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	216 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) ・配偶者13,000円 ・配偶者以外 (子、父母、祖父母等) 各6,500円 ・教育加算(16歳年度 初め～22歳年度末) 5,000円	同		1,470 千円	245,000 円
住居手当	住宅を借受け月額12,000 円以上の家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円を超え 55,000円未満 (家賃－23,000円)× 1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員 ①交通機関等の利用者6 箇月定期券等の価額により 一括支給。ただし、55,000 円が支給限度額 ②自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じ月額2,000 円～24,500円を毎月支給	同		292 千円	73,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に支給 (定額支給) ・課長 62,300円 ・補佐 49,600円 ・係長 37,400円 ・主査 29,900円	同		1,792 千円	597,333 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務 した職員に支給（支給額） 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数	同		114 千円	- 円